

令和6年度・第13回農業委員会総会議事録

開催日 令和6年4月26日（金） 13:00～16:00

開催場所 SSプラザ川内 多目的ホール

出席委員（19名）

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
1	中原 良治	2	谷山 隆信	3	薬師寺 しげ子
4	新屋 純子	5	牧田 信一	6	小城 義己
7	木場 祐二郎	8	中島 弘和	9	下茂 正憲
10	木下 博英	11	乙須 紀文	12	有馬 康夫
13	永留 智史	14	山路 一浩	15	西 裕一郎
16	小園 光男	17	磯道 博和	18	梶原 拓二
19	別府 生次				

欠 員（0名）

欠席委員（0名）

遅刻委員（0名）

出席推進委員（19名）

議席番号	委員名	議席番号	委員名	議席番号	委員名
21	山下 武徳	22	福壽 久雄	23	濱田 義博
24	春田 実	25	上小川 文男	26	大田 実角
27	鶴屋 賢了	28	廣庭 吉辰	29	中川 大樹
30	馬渡 義文	31	田中 浩徳	32	竹田 栄次
33	永吉 康之	34	徳永 正幸	35	徳永 功
36	鬼塚 幸男	37	豊田 孝之	38	古川 梓
39	高木 成寛	40	早崎 麻美子	41	辻 孝一郎

欠席推進委員（2名）

事務局出席者 平局長・西局長代理・梶原主幹・吉原主任・中城G員・
松下G員・富士代職員

薩摩川内市農業委員会会議規則第14条の規定によって、ここに署名する。

議長（農業委員会会長） _____ ㊟

議事録署名者 _____ 5番 _____ ㊟

_____ 6番 _____ ㊟

議事録作成者 _____ 局長代理 _____ ㊟

令和6年度 第13回農業委員会総会議事録

議事日程「諸般の報告」

5 報告

報告第41号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について

報告第42号 非農地証明発行の専決処分について

報告第43号 農地転用事実証明願の専決処分について

6 議事

議案第137号 農業振興地域の整備に関する法律による農用地利用計画一部変更（編入）の意見決定について

議案第138号 農地転用事業計画変更申請（承継なし）の意見決定について

議案第139号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について（知事処分）

議案第140号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について（知事処分）

議案第141号 農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について（知事処分）

議案第142号 非農地証明願承認について

議案第143号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について

議案第144号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について

議案第145号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について

議案第146号 農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について

議案第147号 農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について

議案第148号 農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について

議案第149号 農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について

7 その他

- (1) 5月総会の日程について
- (2) その他

【開始 13 : 00】

会 長 皆さん、4月の総会にご出席くださいまして誠にありがとうございます。
ございます。

今から忙しくなりますが、この雨で色々と少し遅れているように感じますが事故の無いよう無事に田植えが終わることを願っております。

4月1日は農業委員会人事異動で辞令交付式に出席いたしました。

そして、10日に令和6年度第1回の常設審議委員会がアートホテル鹿児島で開催され出席いたしまして、15市町村からの案件があり薩摩川内市は1件の案件があり質問を受けたところであります。

そして、15日に運営委員会があり、本日の総会で話し合われる内容でありますので審議をよろしく願いたします。

本日の総会もスムーズにいきますよう皆様よろしく願いたします。

議 長 ただ今から、第13回薩摩川内市農業委員会総会を開催いたします。局長に委員の出席状況を報告させます。

局 長 定数19名、現在員数19名、出席委員19名、全員出席です。
なお、本日出席の農地利用最適化推進委員は19名です。
欠席委員は 29番中川大樹委員と37番豊田孝之委員であり欠席届
が提出されております。
以上で報告を終わります。

議 長 お聞きのとおり、本会は農業委員等に関する法律第27条第3項の規定により、出席委員は過半数に達しているため有効に成立いたしました。それでは本日の総会を、会次第により進めて参ります。

まず、主要事務処理経過報告について、事務局の説明をお願いします。

局長代理 主要事務処理経過報告について説明いたします。
総会資料の1ページをご覧ください。

4月1日に辞令交付式を農業委員会事務局で会長が出席されて開催

しております。

9日・10日が定例の現地調査です。

10日に常設審議委員会がアートホテル鹿児島で開催され、会長、
事務局職員が出席です。

15日が第12回運営委員会を本庁舎の502会議室において開催されております。

そして、本日第13回農業委員会総会がSSプラザ川内で開催となっております。

以上、説明を終わります。

議長 主要事務処理経過報告が事務局よりございましたが、何か御質疑ございませんか。

委員 (なしの声あり)

議長 「なし」ということですので、主要事務処理経過報告を終ります。次は、議事録署名者の選任ですが、こちらの方で指名してよろしいでしょうか。

委員 (はいの声あり)

議長 ご異議ございませんので、
5番：牧田 信一 委員
6番：小城 義己 委員にお願いいたします。
それでは、さっそく、会次第5の報告に入らせていただきます。

初めに、報告第41号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の専決処分について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 報告第41号を説明いたします。資料は2ページから4ページをご覧ください。

今月の合意解約は受理番号1番から10番までの10件です。登記地目 田16筆16,411㎡、畑1筆854㎡、合計17筆17,265㎡の合意解約通知がありました。

このうち、農地流動化促進事業補助金の返納は2番、4番、6番、8

番及び9番の5件です。薩摩川内市農業委員会規則第5条第1項第3号の規定に基づき、処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第41号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第41号の説明が終わりました。これにつきまして、何か御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 　　　　　　　　　(なしの声あり)

議長 　質疑がありませんので、報告第41号を終わります。
次は報告第42号「非農地証明発行の専決処分について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 　報告第42号を説明いたします。資料は5ページから6ページをご覧ください。

　　今月の証明発行願いは、受理番号1番から5番までの5件で、登記地目 田4筆2, 471㎡、畑7筆2, 629.36㎡、合計11筆5, 100.36㎡の証明発行願が提出されました。

　　非農地の議決内容につきましては、備考欄の議決日、議決番号をそれぞれご参照ください。

　　何れも農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する非農地判断議決済みであり、申請には妥当性があると認められることから、薩摩川内市農業委員会非農地証明書の発行基準5の規定により処理いたしましたので報告いたします。

以上で、報告第42号に係る説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局より報告第42号の説明が終わりました。これにつきまして、御質疑、御意見はございませんか。

委員・推進委員 　　　　　　　　　(なしの声あり)

議長 　質疑がありませんので、報告第42号を終わります。
次に、報告第43号「農地転用事実証明願の専決処分について」を議題といたします。
事務局の内容説明をお願いします。

局長代理 　報告第43号を説明いたします。資料は7ページをご覧ください。
　　今月は、受理番号1番の1件で、登記地目は畑1筆116㎡の農地

現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

牧田委員 5番牧田が、1番を報告します。

去る4月10日、西委員と事務局 梶原・中城職員と現地調査を実施しましたので報告します。

位置図2ページ、調査表1ページをご覧ください。台帳登記地目は田と山林ですが、すべて現況は田です。

申請地の状況は、近隣に農振農用地の田が広がり、現在、水稻や飼料作物が作付けされている農地でした。

先程事務局から説明がありましたとおり、今回の申請地は、主に中山間地域等直接支払交付金制度にかかる集落協定内の農用地とするため、農業振興地域内の農用地区域へ編入しようとするものです。

なお、当該農地は、土地改良事業に係る基盤整備事業は施行されてはいませんが、今般の編入により、効率的な農業振興が図られることとなるため、問題ないものと思われまます。

以上のような理由により、農用地利用計画一部変更「編入」は妥当であると思えます。以上報告を終わります。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
議案第137号につきまして、原案のとおり許可相当と意見決定する事に、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第137号は、原案のとおり承認されましたので、農用地に編入するための意見を付して薩摩川内市長に書類を送達することに決定いたします。

議案第138号「農地転用事業計画変更申請（承継なし）の承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第138号を説明いたします。資料は9ページをご覧ください。
今月は、受理番号1番の1件の事業計画変更申請がありました。

内容といたしましては、1番は、令和4年9月28日付指令農振第1005-366号で、「建売住宅 6棟」で農地法第5条転用売許可を受けていましたが、今般、「建売住宅 5棟」に事業計画変更するものです。農地転用の進捗状況報告が提出された際、「建売住宅 6棟」が「建売住宅 5棟」であることが判明し、本申請に至っています。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査

及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第138号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員 　　13番、永留が1番を報告します。

4月9日、辻推進委員と事務局 長沼・松下職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

1番は、位置図3ページ、調査表2ページをご覧ください。

事務局からの説明のとおり、建売住宅6棟を建売住宅5棟へ農地転用に事業計画変更をするもので、土地については、当初から変更はなく、建売住宅の棟数のみの変更となります。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず、事業計画の承認できるものと判断しました。以上です。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　（なしの声あり）

議長 　　ないようですので、採決いたします。

議案第138号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　（挙手）

議長 　　賛成全員であります。議案第138号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して、鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第139号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。

なお、受理番号1番については、議事参与ではありませんが、農業委員会事務局長に係る審議案件がありますので、受理番号1番を除いた受理番号2番から10番について、先に審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第139号を説明いたします。資料は10ページから13ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号1番から10番までの10件で、登記地目田4筆1,680.42㎡、畑8筆3,164㎡、合計12筆4,844.42㎡の申請がありました。

受理番号2番から10番について、内容を説明いたします。

受理番号2番は、一般住宅と通路、受理番号4番、5番、7番、10番は、一般住宅、6番、8番は宅地分譲の目的で申請されるものです。

4番は、一般住宅の500㎡を超過しているため、地籍超過理由書が添付されています。

6番は、仮換地実測総面積1,125.50㎡のうち952.95㎡となります。

7番は、仮換地実測730.31㎡のうち262.33㎡となります。

8番は、92番宅地380.40㎡と一体利用で総面積は、722.40㎡となります。

受理番号3番は、駐車場、受理番号9番は、資材置場の目的で申請されるものです。

以上9件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第139号受理番号2番から10番に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員 13番、永留が2番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

2番は、位置図5ページ、調査表4ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

分筆し、一般住宅・通路の目的で申請しています。残地の農地は、譲受人が3条取得します。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

礮道委員

17番、礮道が3番を報告します。

4月2日 廣庭推進委員 事務局と現地調査を実施しましたので報告いたします。

位置図6ページ、調査表5ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

永留委員

13番、永留が4番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

4番は、位置図7ページ、調査表6ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。一般住宅の目的で申請しています。一般住宅の500㎡を超過しているため、地籍超過理由書が添付されています。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

中原委員

1番、中原が5～7番を報告します。

4月9日、福壽推進委員と事務局 梶原・中城職員と現地調査を実施しましたので報告します。

5番は、位置図8ページ、調査表7ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。一般住宅の目的で申請しています。

6番は、位置図9ページ、調査表8ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていませんでした。宅地分譲4区画の目的で申請しています。

7番は、位置図10ページ、調査表9ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で保全管理されていまして。一般住宅の目的で申請されるものです。

いずれも申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

永留委員 13番、永留が8番から10番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

8番は、位置図11ページ、調査表10ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。宅地分譲3区画の目的で申請しています。

9番は、位置図12ページ、調査表11ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。

資材置場の目的で申請しています。現在、利用している資材置場を返還することとなり、資材置場が必要となったものです。

10番は、位置図13ページ、調査表12ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で保全管理されていまして。一般住宅の目的で申請しています。

いずれも、申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、受理番号2番から10番につきまして採決いたします。

議案第139号受理番号2番から10番については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第139号は、受理番号2番から10番については、原案のとおり承認されました。

次に、議案第139号受理番号1番について審議いたします。

平 局長

(退出)

議 長 事務局長が退出いたしました。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第139号受理番号1番を説明いたします。資料は10ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

内容について説明いたします。

受理番号1番は、一般住宅の目的で申請されるものです。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第139号受理番号1番に係る説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

山路委員 14番、山路が1番を報告します。

4月9日、馬渡推進委員と事務局 長沼職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

1番は、位置図4ページ、調査表3ページをご覧ください。申請地の現況は、畑で耕作されていませんでした。一般住宅の目的で申請しています。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議 長 ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議 長 ないようですので、受理番号1番につきまして採決いたします。
議案第139号受理番号1番については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員

(挙 手)

議 長

賛成全員であります。議案第139号受理番号1番について、原案のとおり承認されました。

議案第139号については、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次に、議案第140号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹

議案第140号を説明いたします。資料は14ページをご覧ください。農地判定の根拠及び位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号11番の1件で、登記地目 畑1筆165㎡の申請がありました。

内容といたしましては、11番は、申請地を母親から贈与され、一般住宅の目的で申請されるものです。

以上1件、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で議案第140号に係る説明を終わります。

議 長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員

13番、永留が11番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

11番は、位置図14ページ、調査表13ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されておりました。親子間の贈与で一般住宅の目的で申請しております。

申請書に添付してあります被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず許可相当と判断しました。以上です。

議 長

質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
議案第140号については、原案のとおり許可相当と意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第140号は原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

次は、議案第141号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」ですが、営農型太陽光発電施設に関する転用ですので、関連する議案と後ほど審議いたします。

次は、議案第142号「非農地証明願承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第142号を説明いたします。資料は16ページから17ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号1番から4番の4件で、登記地目 田6筆 3, 188㎡、畑5筆 1, 410㎡、合計11筆 4, 598㎡の非農地証明願が申請されました。

内容といたしましては、1番は、平成6年以前から耕作しておらず、原野化しています。

2番は、平成19年頃、駐車場として利用され、現在に至っていません。

3番は、平成24年以前から耕作しておらず、山林化しています。

4番は、昭和52年頃に、2162番3は、墓地として利用されていたものを撤去し、資材置場として現在に至っており、その他は耕作しておらず、山林化しています。

農地復元が著しく困難な場合や周囲の状況からみて、農地復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合に限り、申請者の申し出により「利用状況調査をいつでもできる」とされていることから、申請地の現況確認を行い「非農地」と判断されたものについては、農業委員会総会の議決を経て農地台帳から落とすこととなります。

以上のとおり、農地法第2条第1項に規定する農地では無いことを証明する当該証明願が提出されたことにより、提案いたしました。

以上で、議案第142号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、事前に申請地の現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員 　　1番、中原が、1番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図16ページ、調査表15ページをご覧ください。
申請地の現況は、平成6年頃から耕作しておらず、原野化していました。
本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。
以上です。

永留委員 　　13番、永留が、2番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
位置図17ページ、調査表16ページをご覧ください。
申請地の現況は、平成19年頃から駐車場として利用され、現在に至っています。本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。
以上です。

磯道委員 　　17番、磯道が、3番を報告いたします。
4月2日、廣庭推進委員と事務局鷺山職員と本人立ち合いのもと現地調査を実施しましたので報告いたします。
位置図18ページ、調査表17ページをご覧ください。
申請地の現況は、山林で本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。
以上です。

磯道委員 　　17番、磯道が、4番を報告いたします。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
申請地の現況は、山林で本市非農地証明書の発行基準を満たし、周辺に影響のないことから証明書を発行すべきと考えます。
以上です。

議長 　　ただ今、調査員の報告が終わりました。
質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長 ないようですので、採決いたします。
議案第142号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第142号「非農地証明願承認について」は原案どおり決定されました。
次は、議案第143号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・売許可申請承認について」を議題とします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第143号を説明いたします。資料は18ページをご覧ください。
位置図・調査表につきましては、備考欄をご参照ください。
今月の申請は、受理番号1番から3番の3件で、田2筆648㎡、畑2筆377㎡、合計4筆1,025㎡の申請がありました。
申請理由は、譲受人の「営農開始」、「規模拡大」、譲渡人の「相手方の要望」により、それぞれ売買されるものです。
なお、1番及び2番は、新規就農のため営農計画書添付となっております。1番は、議案第139号受理番号2番の農地転用に伴う分筆の残地となります。
申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。
従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で売買されるものではありません。
以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、議案第143号に係る説明を終わります。

議長 ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

永留委員 1番を報告いたします。
13番、永留が1番を報告します。
調査日・調査員は先ほどのとおりです。
1番は、位置図20ページ、調査表19ページをご覧ください。

議案第139号2番の残地についての申請です。申請地の現況は、耕作されていませんでした。

新規営農開始となり、営農計画書が添付されております。

新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

山路委員

14番、山路が2番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

2番は、位置図21ページ、調査表20ページをご覧ください。

申請地の現況は、畑で耕作されておりました。新規営農開始となり、営農計画書が添付されております。

新規営農のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

新屋委員

4番新屋が3番を報告いたします。

4月10日 山下推進委員と事務局西職員と現地調査を実施しましたので報告いたします。

調査表21ページ位置図22ページです。

申請地の現況は、田で耕作されていません。権利取得者が規模拡大の為の権利取得で、胡蝶蘭の栽培予定です。経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

中島委員

1番の3条申請の分と5条申請の分がありますが、畑が総体で822㎡となっておりますが、2㎡ほど足りないような気がします。2㎡は売り許可はないのでしょうか。

梶原主幹

説明いたします。

分筆に係るものでは実測で出しております。地目上登記の822㎡のあ

とには分筆測量に伴った実測での測量になりますので、登記面積より実

測してみたら2㎡少なかったということになります。

以上です。

議長 よろしいですか。

中島委員 はい。

議長 ほかに何かございますか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。
議案第143号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第143号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第144号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転・贈許可申請承認について」を議題とします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第144号を説明いたします。資料は19ページから20ページをご覧ください。位置図・調査表につきましては備考欄をご参照ください。

今月の申請は、受理番号4番から9番の6件で、登記地目 田10筆3,900㎡、畑1筆92㎡、合計11筆3,992㎡の申請がありました。

申請理由といたしましては、いずれも「遺言による特定遺贈」「知人間」等の贈与によるものです。

なお、4番は、遺言書による特定遺贈と新規就農のため、営農計画書を添付しております。

8番は、老人福祉施設を運営している社会福祉法人がリハビリ目的で贈与を受けるものですが、社会福祉法人が、リハビリ目的で取得する場合、権利移動の不許可の例外に該当し、許可されます。

また、8番以外については、申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・

労働力・技術力に係る全部効率要件及び農作業従事日数、集団化、効率的かつ総合的な利用に係る地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、いずれの申請地も農地以外の目的で贈与されるものではありません。

以上のようなことから、許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、議案第144号に係る説明を終わります。

議長 　　ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に現地調査を行っていますので、調査員の報告をお願いします。

中原委員 　　1番、中原が4～7番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

4番は、位置図23ページ、調査表22ページをご覧ください。

遺言書による特定遺贈で、申請地の現況は、果樹等を植え、耕作されていました。新規営農開始となり、営農計画書が添付されております。

5番は、位置図24ページ、調査表23ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていました。

6番は、位置図25ページ、調査表24ページをご覧ください。申請地の現況は、田で保全管理されていましたが、所有権移転後、形質変更届で田から畑にする計画です。

7番は、位置図26ページ、調査表25ページをご覧ください。申請地の現況は田で耕作されています。

いずれも、新規営農及び規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

山路委員 　　14番、山路が8番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

8番は、位置図21ページ、調査表26ページをご覧ください。社会福祉法人が、入所者のリハビリ目的で農地の贈与を受けるものです。

申請地の現況は、耕作されており、取得後は果樹を栽培予定です。

新規営農開始となり、営農計画書が添付されております。

新規営農のための権利取得で、農地法規則第16条第1項に規

定する不許可の例外に該当し、全部効率要件及び地域調和要件は不要であり、申請は許可相当と考えます。

以上です。

中島委員 8番、中島が9番を報告します。

4月10日、豊田推進委員と事務局 梶原・中城職員と現地調査を実施しましたので、報告します。

9番は、位置図27ページ、調査表27ページをご覧ください。

申請地の現況は田で保全管理されていきました。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

以上です。

議長 ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第144号については、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第144号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

次は、議案第145号「農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」と議案第146号「農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について」は、営農型太陽光発電施設関連ですので、関連議案と後ほど、審議いたします。

次は、議案第147号「農用地利用集積計画案（利用権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第147号を説明いたします。資料は23ページから24ページをご覧ください。

今月の申請は、田3,758㎡の申請がありました。

利用権設定3件中、認定農業者等に係わる分は1件です。

申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議長 　ただ今、事務局の説明が終わりました。
　　　　質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 　　　　　　　　　(なしの声あり)

議長 　ないようですので、一括して採決いたします。
　　　　議案第147号については、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 　　　　　　　　　(挙手)

議長 　賛成全員であります。議案第147号について、原案のとおり意見決定いたします。

原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第148号「農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第31条に「議事参与の制限」に関する議案は受理番号1番です。

まず、議事参与を除く案件について審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 　議案第148号を説明いたします。資料は25ページから26ページをご覧ください。

今月の申請は2件で、田4,434㎡の申請がありました。

議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号2番は、認定農業者であり、かつ申請地は農業振興地域の整備に関する法律に規定する、農業振興地域内の農用地区域内農地であり、認定農業者の要件に係る農業経営改善計画による規模拡大のため、農業経営基盤強化促進法等の

盤

は、

強化促進法等の一部改正がありました。地域計画を計画するまで

改正前の農業経営基盤強化促進法第21条第1項に規定する「不動産登記法の特例」による嘱託登記をすることができます。

案い

申請内容を農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定に基づき審査しました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。以上で、説明を終わります。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員

(なしの声あり)

議長

ないようですので、採決いたします。

議案第148号受理番号1番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員

(挙手)

議長

賛成全員であります。議案第148号受理番号1番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。
西委員の入室をお願いします。

有馬委員

(入室・着席)

議長

それでは、議案第148号「農用地利用集積計画案（所有権移転）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

次は、議案第149号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」、農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づき市長部局より提出されましたので、当委員会の意見について審議を求めるものでございます。

なお、農業委員会等に関する法律第31条に「議事参与の制限」に関する議案は受理番号3番です。

まず、議事参与を除く案件について審議いたします。
事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹 議案第149号を説明いたします。資料は27ページから37ページ
をご覧ください。

今月の申請は、田66,868㎡、畑46,744㎡、合計113,612
㎡の申請がありました。

管理権設定70件中、認定農業者等に係る分は63件です。

議事参与案件を除く案件について説明いたします。

議事参与案件を除く受理番号1番から2番及び4番から70番につ
いては、申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条
第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしまし
た結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしま
した。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
 質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

議案第149号受理番号3番を除く、受理番号1番から2番及
び4番から70番につきまして、原案のとおり意見決定すること
に賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第149号受理番号3番を除く、受
理番号1番から2番及び4番から70番につきまして、原案のと
おり意見決定されました。

次に、議案第149号受理番号3番に係る議事参与案件につい
て審議に入ります。

小城委員は農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制
限」を受けますので、退席をお願いします。

有馬委員 (退席・退室)

議 長 議案第149号受理番号3番につきまして、事務局の内容説明

をお願いします。

梶原 G 長 農業委員会等に関する法律第31条「議事参与の制限」を受ける議案第149号受理番号3番に係る利用権の設定を受ける者が、当委員会農業委員の小城委員が役員を務める法人ですので、内容説明いたします。資料は28ページをご覧ください。

申請内容を農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項各号の規定に基づき農用地利用の配分計画を審査いたしました結果、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。

以上で、説明を終わります。

議 長 ただ今、事務局の説明が終わりました。
質疑に入ります。御質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、採決いたします。
議案第149号受理番号3番に係る議事参与案件は、原案のとおり意見決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議 長 賛成全員であります。議案第149号受理番号3番に係る議事参与案件は原案のとおり意見決定いたします。
小城委員の入室をお願いします。

有馬委員 (入室・着席)

議 長 それでは、議案第149号「農用地利用集積計画案（農地中間管理権設定）の意見決定について」は、原案のとおり意見決定されましたので薩摩川内市長へ許可意見を付して書類送達することといたします。

議 長 つづきまして、先ほど後半審議にまわしておりました議案第141号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」及び議案第145号「農地法第3条の規定による農地等の使用賃借権設定許可申請承認について」並びに議案第146号

「農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について」を一括審議いたします。

事務局の内容説明をお願いします。

梶原主幹

営農型太陽光発電施設関連の議案について、説明いたします。

まず、議案第145号について説明いたします。資料は、21ページをご覧ください。位置図・調査表は備考欄をご参照ください。

受理番号10番は、一般法人が借り受け、荒廃農地を解消し、ソバを耕作するものです。適切な肥培管理をする計画で営農計画書が添付されています。

申請内容を農地法第3条第2項各号に規定する、農地の取得要件について審査いたしました結果、機械力・労働力・技術力に係る全部効率要件、及び農作業従事日数、集団化、効率的且つ、総合的な利用に係る、地域調和要件の何れにも抵触しないと認められます。

従いまして、何れの申請地も農地以外の目的で賃借されるものではありません。

以上のようなことから、申請は許可要件の全てを満たしていると判断し提案いたしました。議案第145号の説明を終わります。

次に、議案第141号及び議案第146号受理番号11番及び12番について説明します。

議案第141号は、資料15ページ。議案第146号受理番号11番及び12番は、22ページをご覧ください。位置図・調査表は備考欄をご参照ください。

議案第141号は、先ほどの議案第145号で賃借する畑に営農型太陽光発電施設（一時転用）をする目的で申請されるものです。

荒廃農地を解消して設置するもので、10年更新となります。

議案第146号受理番号11番及び12番は、更新年数と併せて、区分地上権を設定するもので、地上2.6mから3.6mにパネルを設置することとしています。

地上権のうち、区分地上権は、農地法第3条第2項ただし書に規定する農作業従事要件、全部効率要件は対象外となります。

議案第141号及び議案第146号受理番号11番及び12番は、申請内容を転用許可法令一般基準、各項による書類審査及び現地調査を行い提案いたしました。

以上で、営農型太陽光発電施設関連の説明を終わります。

議長

ただ今、事務局の説明が終わりました。ここで、申請地を事前に

現地調査を行っていますので、山路委員の報告をお願いします。

なお、初めに、議案第145号から議案第141号、議案第146号と続けて報告をお願いします。

山路委員

14番、山路が10番を報告します。

調査日・調査員は先ほどのとおりです。

まず、議案第145号について、報告します。

10番は、位置図15ページ、調査表28ページをご覧ください。申請地の現況は、すべて、耕作放棄地であり、資料の現況の下段に記載のとおり、利用状況調査で黄判定している農地です。

申請者において、農地復元し、ソバを栽培予定です。荒廃農地のため、5年継続して耕作する旨の誓約書が添付されています。

営農型太陽光発電施設を計画されております。

規模拡大のための権利取得で、経営意欲も高く、全部効率要件及び地域調和要件ともに問題はなく、申請が許可相当と考えます。

次に、議案第141号について報告します。

営農型太陽光発電施設の一時転用申請となりますが、下部では、一般法人が、ソバを栽培するものです。

一時転用の期間は、荒廃農地を活用するため10年更新となります。

荒廃農地を活用するため、単収8割の確保は求められませんが、適切な営農が行われ、かつ、農作物の品質が著しく劣化を生じさせないことが条件となり、申請書に添付している営農計画書に、それらを確認できる旨の記載と根拠資料が添付されています。

申請書に添付されています被害防除計画書には妥当性があり、現地調査の内容は、調査票に記載してあるとおりです。

以上のようなことから、申請は、農地法関係法令には抵触せず、許可相当と判断しました。

次に、議案第146号11番及び12番について報告します。

議案第141号12番の一時転用許可する農地に区分地上権を設定するものです。

区分地上権の内容は、期間を転用許可後10年間。地上、2.6mから3.6mにパネルを設置するものです。

地上権には、全部効率要件及び地域調和要件は、関係ないことから、申請は許可相当と考えます。以上です。

議長

ただ今、調査員の報告が終わりました。

質疑に入ります。何か御質疑ございませんか。

山路委員

ひとつ、要件なのですが、申請者と共に現地調査を行わないと

いけないと思っはいるのですが、今まで太陽光はたくさんありますが一度だけ代理人と施行者が来られた状況だと思います。

私は書類が通れば問題はないのだと思っはいるのですが、皆さんどんな考えをもっているのかお聞きしたいなと思ひ提案させていただきます。

梶原 G 長 今、山路委員さんから質問いただきましたのは、3条で利用される方が立ち合いに来なかったという事で報告を受けています。そのことについてのご質問だと思いますが、それでよろしいですか。

山路委員 はい。

梶原 G 長 私共としましては、耕作する方は現地調査に来ていただきたく申請代理人へ伝えていたのですが、連絡をちゃんとされていない感じがあって、耕作者の日程調整をしていなかったということが判明しましたので、報告を受けてから先方へは伝えてあります。

他の3条申請も農地を取得する方は立ち合いを求めていますので、営農型太陽光だからといって立ち合いをしなくても良いということではなく同じ取り扱いでしていきたいと思っておりますので、今度このような状況があったら調査をしないで打ち切ってもらっても構いません。

山路委員 あとひとつ、良いですか。この農地は全部荒廃農地ですから、各地番の境界線をハッキリしないといけないですよ。

境界線が分からないところを判断しろと言われても難しいのではと思います。

境界線をはっきりと出してもらって見れる状態じゃないと判断をしてはいけないのではと思います。

皆さんの意見も聞きたいです。

梶原 G 長 境界の確認につきましては申請人に対して、杭が打ってなくても目印をするようお願いしてあります。

境界確認ができないと人のところまで含めて転用を考えている場合もあります。

境界を示すのが当たり前のことなので、藪で入っていけないような場所では航空地図をつけたり、草刈りをしてもらっ

たり、強く伝えるようにしていきます。

今、山路委員が思っていることは当たり前のことだと思います。

山路委員 境界線等、最低限この条件が揃っていないと許可を出せないというルールを作るべきだと思います。

太陽光にしてもただ申請を出せば通るという事ではなくて、ちゃんと条件を揃えるべきだと思います。

今の現状はその場のしのごいになっておりこれでいいのか疑問に思っています。

梶原G長 今回の山路委員の話は、転用とか3条申請もそうですが、申請にあたって最低限守らないといけないところは、境界のことで3条に関しては耕作者の立ち合いを薩摩川内市の農業委員会はずっと取っております。境界確認が出来なかったり、立ち合いができないということがあれば翌月にまわしています。

今回の申請に係るものは行政書士として始まったばかりで行政書士としても説明しているのですが仲介に入っている業者がおりまして、そことの連携がうまくいっていないのだろうと見受けられます。そこを再三強く言って、立ち合いのほうは指導していきたいと思います。

山路委員の調査にときに重なってしまったということで、こちらにも注意して指導していきます。

議 長 よろしいですか。

山路委員 はい。

議 長 他にご質疑ございませんか。

委員・推進委員 (なしの声あり)

議 長 ないようですので、一括して採決いたします。

初めに、議案第145号「農地法第3条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について」、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全 委 員 (挙 手)

議長 賛成全員であります。議案第145号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

つづきまして、議案第141号「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について」、原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第141号は、原案のとおり承認されましたので、許可意見を付して鹿児島県知事に書類を進達することに決定いたします。

つづきまして、146号「農地法第3条の規定による農地等の地上権設定許可申請承認について」原案のとおり処分決定することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 (挙手)

議長 賛成全員であります。議案第146号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

以上で本日の議案の審議は、全て終わりました。

次は、会次第7のその他に入ります。

5月の申請等現地調査及び総会の日程について事務局の説明をお願いします。

局長代理 5月行事予定(案)について説明いたします。お手元に配付しております行事予定(案)をご覧ください。

まず、現地調査ですが、10日(金)が本土川内地域、9日(木)が本土4支所の予定です。調査員は記載のとおりです。

また、議案提出状況により調査コース、時間等の調整を事務局で行い連絡いたします。甑地域におかれましても、同様に調整をお願いします。

本庁班の集合時間ですが、以前は午前8時10分までの集合としておりましたが、公用車の借用等の関係で、午前8時30分までの集合時間に変更いたします。

なお、申請が多い場合は3班集体で、いずれも午前中までは終了の形をとります。

午前8時30分までに農業委員会事務局にご集合ください。

支所班は、各支所で集合解散とし、いずれも午前中までには終了

続いて、中条 G 員ですが、農地流動化促進事業補助金、利用権設定（基盤・中間）、農地中間管理機構に関するものが主なものです。定例会は入来地域が担当です。

続いて松下 G 員ですが、泉 G 員の業務を主に行いますが、受理証明書（3 条）の発行、耕作証明書の発行、農地の権利移動（3 条）、農地の買受適格証明の発行（3 条）、農地利用状況調査を担当します。定例会は甑島地域が担当です。

続いて、富士代会計年度任用職員ですが、農業委員会事務補助と農業者年金受託事務補助等が主なものです。

以上、農業委員会事務局 令和 6 年 4 月以降の体制についての説明を終わります。

よろしくお願いいたします。

議長 それでは、全体的に何かございませんか。

梶原 G 長 XXXXXXXXXX の保留議案について、顛末書が再度提出されましたのでご報告いたします。

顛末書では、令和 5 年 5 月に駐車場として造成を完了したが、月極駐車場として利用する者が計画どおりとならず、申請人が、社内で協議し、会社運営の観点から宅地分譲することを決定し、令和 5 年 7 月から 8 月に工事会社が工事したとのこと。

その際の工事についての図面等の提出はありませんでした。

地目変更については、不動産登記法に基づき、駐車場として工事完了したので、過料を課されないようにするためとあります。

令和 5 年 12 月 12 日の雑種地として、登記代理人が地目変更登記申請を行っておりますが、その際は、現在の宅地分譲の状態となっております。

また、今回の申請に際し、申請人が宅地分譲の整備に際し、側溝工事、水道工事等を完了していることや、土地の販売がされ、買い手がついたこと、残地部分の農地は、レモンを計画していたため、作付け等に間に合わせるため、登記代理人が、分筆・地目変更登記を令和 6 年 1 月 9 日に申請しました。

その際、境界を越境していることが判明しております。

また、令和 6 年 1 月 31 日に本申請が提出されております。

越境についての協議は、令和 6 年 3 月 11 日に現地で、申請人・工事会社・申請代理人と土地改良区地区理事と協議し、計画どおりに施工することを確認しております。

申請時に越境していることを把握しているにも関わらず、農業委員会へ報告しなかった理由の記載はありませんでした。

現況の報告を致します。前述のとおり、越境している箇所についての復元工事を現在進めているところです。なお、宅地分譲地内の一区画は、買い手がついており、4月19日（金）現在で住宅の基礎の大部分が完成している状況を確認しております。

また、農地転用以外の他法令の申請は、占用許可の変更申請及び土地改良区への施設使用申請は、申請され、許可済です。

土地利用協議については、市都市計画課へ提出されています。以上、報告いたします。

議長 ただいま、事務局から [REDACTED] の保留議案についての説明がなされました。お手元に提出された顛末書を写しがあると思いますので、ご確認いただき、休憩後、取り扱いについて審議したいと思います。

午後2時30分（15分間）まで休憩とします。

（休憩）

議長 それでは、時間になりましたので、総会を再開します。
[REDACTED] の保留議案の取り扱いについて、ご意見等をお願いします。

木下委員 私は農業委員で中立の立場なので意見も言いやすいと思いますので言わせていただきたいと思います。

顛末書を読ませていただきましたが、経緯や今後の改善策等書かれておらずこのままでは埒が明かないと思いますので、この場に関係者を呼んで説明を受けることは可能でしょうか。

直接説明を受けたほうが、皆モヤモヤしないと思います。

以上です。

西代理 農業委員会総会に関係者を呼ぶ場合ですが、これは法令で定められています。

農業委員会等に関する法律というのがあります。

農業委員会等に関する法律第35条第1項に書いてあります。

簡単に要約しますと、疑問等があれば総会等に招致して皆様方から自由な意見を求めることが出来ると書いてあります。

ですので、議案等で疑問等があれば、この第35条第1項に基づいて農業者若しくはその関係者を呼んで総会の場に招致できることになっております。また自由に質疑していただいて、関係者が答えるという形になります。

以上、説明を終わります。

議 長 よろしいですか。

木下委員 それは皆で議決を取って、招致する・しないを決めるのでしょうか。

西代理 この総会で決めていただきたいです。
あと、どなたを招致すべきか等まで決めていただければと思います。

木下委員 ■■■■■さん、■■■■■さんには来ていただいたほうが良いと思います。
申請人と代理人には来ていただいたほうが良いと思います。
皆様の考えもお伺いしたいと思っています。

議 長 ただいま木下委員の意見もございましたが、顛末書で審議するのか、採択するのかどうされますか。

木場委員 今、木下委員が言われた通り、招致して色々と説明を聞いた方が良いのかなと思います。
ただ、この顛末書を見ても意味不明な箇所があり、最初から全然審議をしていないような気がします。
先ほどの水路の図面の件、■■■■■さんがのり面にコンクリートを貼ったのだと思いますが、図面と違う事をしたのはなぜなのかと思います。
■■■■■さん、■■■■■さんは来ていただかないと話が進んでいかないと思います。以上です。

梶原 G 長 先月の総会の際に顛末書に不備がございまして、再提出してくださいとお願いしました。
今、木場委員が言われましたとおり、工事をするためには何らかの図面にもとづいて施行をしているものだとありましたので、その当時お持ちした図面があつてその通り工事を図面の提出を求めたのですが、顛末書と一緒に出していただけのものだと思っていたのですが出されなかったのが現状です。
顛末書は3回修正しており、承認できそうにもないので参考人にきていただき説明を聞くというのが今回の顛末書に代わ

るものになると事務局は考えております。

地目変更のこと、越境の事等、色々なことが起きています。

そのつじつまが分かればいいのですがなかなか分からないという事が実情ですので、総会はあくまで委員さんの意見に基づいて決定されるものですので薩摩川内市の農業委員会としてどのように取り扱うのか、この顛末書について認められるか認められないか、認められない場合どのようにしていくか審議いただければと思います今回提案させていただきました。以上です。

議 長 他 の 議 員 さ ん か ら 何 か ご ざ い ま せ ん か 。

梶原委員 18番 梶原です。

何か月にもわたりこのような状態が続いていますが、顛末書については何をどうとらえていいのか分からない内容で、なぜこのようなものを出さないといけない状態なのか [REDACTED] さんの意見を聞かせて欲しいです。意見を聞かないとこちらも許可を出す事は出来ません。よって招致する件は賛成です。以上です。

議 長 お 諮 り し ま す 。 今 回 、 提 出 さ れ た 顛 末 書 は 承 認 す る こ と が で き な い た め 、 次 回 総 会 で 、 申 請 人 及 び 申 請 代 理 人 等 へ 総 会 に 参 考 人 と し て 、 招 致 す る こ と と し た い と 思 い ま す が 、 ご 異 議 あ り ま せ ん か 。

木下委員 参 考 人 と い う 呼 び 名 は 正 し い の で す か ？

梶原G長 他 の 農 業 委 員 会 総 会 の 議 事 録 を 確 認 し た と き に 、 総 会 に 招 致 し て 意 見 を 聞 く 場 合 は 参 考 人 と 表 記 さ れ て い ま す 。 よ っ て 参 考 人 と 呼 ば せ て い た だ き ま す 。

木下委員 分 かり ま し た 。

議 長 お 諮 り し ま す 。 今 回 、 提 出 さ れ た 顛 末 書 は 承 認 す る こ と が で き な い た め 、 次 回 総 会 で 、 申 請 人 及 び 申 請 代 理 人 等 へ 総 会 に 参 考 人 と し て 、 招 致 す る こ と と し た い と 思 い ま す が 、 ご 異 議 あ り ま せ ん か 。

委員・推進委員 (異議なし)

議 長 ご異議ありませんので、今回の顛末書が承認されないため、申請人及び申請代理人等を総会に参考人として招致し、総会で確認することを決定いたしました。

今回の決定を受け、会長名で次回総会に申請人及び申請代理人等を参考人として、招致したいと思います。

議 長 次に、総会へ参考人として招致する方について、審議したいと思います。ご意見をお願いします。

梶原G長 補足です。申請人と申請代理人は当事者ですので呼んだ方がいいという事ですが、今回新たに工事を施行した工事関係者の名前も出ています。そこで、工事はどのように図面をもとに作ったのか等、工事関係者も招致した方がいいのかというのも踏まえて、招致する参考人の範囲をご審議いただければと思います。以上です。

中原委員 この顛末書に名前が載っている人たちに来てもらえばいいと思います。

この方々には来てもらわないと話にならないと思います。

永留委員 越境部分があるということをいつ知ったのかという事を知りたいです。

越境工事をしたところの水路もいつ把握したのかという事を当事者がいる中で聞いた方がいいのかなあとと思います。

下茂代理 ■■■氏は■■■で■■■の■■■ですが、現場担当ではありません。

■■■の■■■として、私に越境のことを報告してきました。そして私が確認に行き、事務局にも来ていただき、そこから越境の問題が出てきました。

■■■氏は■■■の■■■としての責任は果たしていますので招致しても意味はないと思います。

永留委員 では、越境をしているというのは■■■氏が見つけて報告をしたということですね。

下茂委員 はい。そうです。

永留委員 わかりました。

中原委員 土地改良区は当初駐車場で許可を出したときに境界の確認を取ってあるはずなのでそのときの書類と、■■■■さんが工事を請け負ったときの図面等を提出していただければ、わざわざ招致しなくてもいいのかなと思います。申請者と申請代理人は必ず必要だと思います。

梶原G長 中島委員のご質問の件、土地改良区に出された図面というのは農地転用に出された図面と同じですので越境はしていない図面です。

 私たちが事務局として図面の提出を要求しているのは越境した図面です。その図面を提出するようにと記載した文書を送付したのですが提出がなされていない状況です。

 再度、提出するようにと通知するつもりです。

中原委員 参考人として招致して質疑するためには、もう少し掘り下げておきたいですので、当初の駐車場にするときの申請書や図面等一式の写しを総会前に送っていただきたいです。

梶原G長 総会前に送付いたします。

議 長 ほかにございませんか。

中島委員 越境の件や、駐車場と申請していたのに許可が下りていないのに宅地になっている件、水道工事の件等。言い方は悪いですけど農業委員会を無視しているとしか私には思えません。

 誠意をもって説明していただきたいと思います。

梶原G長 顛末書の矛盾点や農地法に基づく手続きをおろそかにしてしまった経緯は何なのかというのを確認したうえで薩摩川内市の農業委員会として許可か不許可かというのを判断するというのが筋道と思っております。

 申請人・申請代理人からその実情を聞く必要があるのかなと思っています。

西 代理 越境している件ですが、工事業者の単独判断では越境は考えら

れないです。必ず設計図面があるはずと推測されます。

工事業者にも来ていただき、誰からの指示で越境することになったかというのを聞くのも一つの方法と思います。以上です。

上小川委員 事務局と代表者で事前に質疑する事など打合せしていたほうがいいのでは。
相手側にも質問することなど通知していたほうがいいと思います。

梶原G長 次回の運営委員会で最低限質問する項目など決めていこうと思います。
先方には質問等の事前通告を何らかの形であげようと思います。
質問はあくまで委員さん達からとなりますので、総会の際はご協力・ご理解をお願いいたします。

議長 それでは、総会へ参考人として招致する方について、申請者及び申請代理人並びに、工事請負業者とすることに決定しました。
参考人の招致について、会長名で通知したいと思います。
議長 これをもちまして第13回薩摩川内市農業委員会総会を閉会いたします。

局長代理 皆さん、ご起立下さい。一同礼。ご着席ください。

「閉 会」